

2019年10月から消費税率の再引き上げとともに、飲食料品等を対象とした「軽減税率(8%)」制度が導入される予定です。

改正後は、4種類の消費税率への対応や請求書の様式変更等、飲食料品の取扱いをしている課税事業者だけでなく、免税事業者を含む全ての事業者に改正による様々な影響が出てくることが想定されます。

柿崎商工会では軽減税率制度に対応した帳簿・請求書等の書き方の実務に関するセミナーを開催いたします。

経営者だけでなく経理や会計・税務担当者の方もぜひご参加ください！

【日 時】 令和元年 6月12日(水)

午後3時～午後4時

【場 所】 柿崎商工会館

(柿崎区柿崎 6090-1 電話：536-2531)

【テーマ】 軽減税率制度に対応した帳簿・請求書等の書き方

【講師】 税理士 井部 優 氏

【申込み】 6月6日(木)までにこのチラシをFAX、
または電話にてご連絡ください。

【主 催】 柿崎商工会

消費税「軽減税率」対策セミナー参加申込書

事業所名		参加者氏名 1	
連絡先電話番号		参加者氏名 2	